

**伊達市霊山町小国・坂ノ上・相葎地区集団 ADR 申立て
和解案回答期限延期のご報告**

平成26年1月31日

原発被災者弁護団

伊達市霊山町の小国・坂ノ上・相葎地区住民による原子力損害賠償紛争解決センターへの集団申立てをした件につき（本ホームページ2013年2月5日、2014年1月28日ニュース参照）ご報告します。

和解案が平成25年12月20日に提示され、回答期限はセンターから本年1月末日と指定されておりました。それを受け、当弁護団では本日までに1000人以上の依頼者に受諾の確認をとりました。その結果、ほぼ全ての方（一部途中で亡くなった方などがいます）が和解案受諾をすることにいたしました。

これに対し、東京電力側からは、回答期限を2月7日までとして欲しい旨の上申書が提出されました。当弁護団からは、多くの住民がすみやかな解決を待ち望んでいるところ、本日までに受諾せよとの意見表明をしましたが、結果として回答はなされませんでした。

和解案提示から1ヶ月以上もの検討期間がありながら、回答期限を遵守しない東京電力は不誠実と言わざるを得ません。

センターでの和解手続きに迅速かつ誠実に取り組み、すみやかに本和解案を受諾するよう、改めて強く求めます。

以上